

# 規 約

令和2年11月改訂

- 1 本クラブの名称を『世田谷四駆会』とする。
- 2 『世田谷四駆会』連絡事務所を下記の場所に設置する。  
住所 〒157-0065 東京都世田谷区上祖師谷2-18-29 吉澤 久 宅
- 3 『世田谷四駆会』は4WD車愛好者を中心に集結した同好会である。走行会その他の催し等により、会員同士の親睦を深め、また、ドライビング及びメカニック等の技術、マナーの向上に努める。
- 4 『世田谷四駆会』の会員は、常に安全運転を心掛け、他人に迷惑をかけないように努める。
- 5 『世田谷四駆会』は次の役員を置き、運営委員会を構成し運営される。  
代表(運営委員長) 1名  
会計 1名  
任期は、1年として、総会時に改選される。但し、再選を妨げない。
- 6 『世田谷四駆会』の経費は、入会金及び会費により、支弁する。

正会員	入会金	2,000円	年会費	5,000円
準会員	入会金	1,000円	年会費	3,000円

中途入会の場合は、月割で、1カ月 500円とする。

年会費は原則として、総会時に、前払いとする。納入された入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

但し、特別の理由で納入に支障がある場合は代表及び会計の許可後、本会計年度末9月30日までに会費を納入する事とする。
- 7 慶弔金は1等親までとする。
- 8 『世田谷四駆会』の会計年度は、10月1日～9月30日とする。
- 9 『世田谷四駆会』の総会は年1回、10月に開催される。  
総会に於いて、以下の事項について審議する。  
☆ 前年度会計報告及び活動報告                      ☆ 役員の変更                      ☆ 規約の改正  
☆ 年次計画作成  
※ 以上の事項について、出席会員の過半数の賛成により成立する。  
※ 会員の2/3以上の出席(定数に満たない場合委任状)により成立する。
- 10 走行会、その他で起こった事故及び車両の損害等について『世田谷四駆会』は一切責任を負わない。
- 11 『世田谷四駆会』は上記の事項に賛同する会員により、構成される。
- 12 会員は2年間滞納した場合は、継続する意思がない場合に脱会される。